

資料提供	令和3年10月15日
担当所属	和歌山県立こころの医療センター
担当者	平田・川崎
電話	0737-52-3221

マイナンバーカードの保険証利用の開始について

和歌山県立こころの医療センターでは、令和3年10月20日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

■運用開始日

令和3年10月20日（水）

■概要

当センターでの受付の際に、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを使うことができます。

■利用方法等

利用にあたっては、受付窓口で保険証の提示を求められた際に、マイナンバーカードを利用する旨をお伝えください。

マイナンバーカードを専用のカードリーダーに置き、画面の指示に従って本人認証（顔認証または暗証番号入力）を行うことで、必要な保険者情報の確認が可能となります。

※政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル（<https://myna.go.jp/>）」への事前登録が必要となります。

※何らかの事情により、本人による認証操作が困難である場合にはスタッフにお申し出ください。

■カードリーダー設置場所

診療管理棟1階 総合受付

■問い合わせ

和歌山県立こころの医療センター事務局業務課

〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄31

電話 0737(52)3221（内線246）